

株券等貸借取引に関する基本契約書

取引店	口座番号	係
：	：	：
：	：	：
：	：	：

株券等貸借取引に関する基本契約書

（以下、甲という）と野村證券株式会社（以下、乙という）は、甲乙間で行う株券等貸借取引に関し、以下のとおり基本契約を締結する。個別の株券等貸借取引に係る契約は、別途本基本契約に基づいて締結するものとする。

第1条（定義）

本基本契約及び個別契約における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）並びに国内の金融商品取引所に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券をいう。）及び投資証券（同法に規定する投資証券をいう。）をいう（前記の有価証券のいずれに関しても、券面の発行されていない場合における、当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）。
- ② 株券等貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が、他方（借入者）に株券等を貸出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引（以下、個別取引という）をいう。
- ③ 貸出者 個別取引において、株券等の貸出を行う者をいう。
- ④ 借入者 個別取引において、株券等の借入を行う者をいう。
- ⑤ 個別契約 本基本契約に基づいて、両当事者が個別取引に関し締結する契約をいう。
- ⑥ 貸借期間 取引実行日から取引決済日までの期間をいう。
- ⑦ 貸借料 借入者が貸出者に対して株券等貸出の対価として支払う金銭をいう。
- ⑧ 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑨ 対象銘柄 個別取引の対象となる株券等の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑩ 貸借数量 対象銘柄の株数又は口数として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑪ 取引実行日 貸借期間の開始日として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑫ 取引決済日 貸借期間の終了日として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑬ 時価 市場相場のあるものについては、主たる金融商品取引所の基準値段若しくは日本証券業協会又は一般社団法人資産運用業協会が発表する基準価格、市場相場のないものについては、その最終の気配相場をいう。
- ⑭ 担保金 貸出者が、株券等返還請求権その他本基本契約に基づき借入者に対して有する一切の債権を担保するために借入者から受領する金銭をいう。
- ⑮ 金利 担保金に付される利息をいう。
- ⑯ 担保金利率 金利算定の基準となる料率として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。

- ⑰ オープンエンド取引 個別契約締結時に取引決済日を定めず、貸出者又は借入者のいずれかがその後に指定する取引決済日に終了する個別取引をいう。
- ⑱ 基準担保金額 借入者が維持すべき担保金の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- ⑲ 基準担保金率 基準担保金額算定の基準となる料率として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- ⑳ 代用価格 代用有価証券等（第5条第2項に定義される）の評価額として、付属覚書で定めるものをいう。
- ㉑ 上限許容担保金額 貸出者が借入者に対して担保金を返還することを要しない上限の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- ㉒ 下限許容担保金額 借入者が貸出者に対して担保金を追加することを要しない下限の金額として、個別契約又は付属覚書で定めるものをいう。
- ㉓ 営業日 日本国内において、貸出者及び借入者がともに営業を行っている日をいう。
- ㉔ 債務不履行事由 第10条に定める事由をいう。
- ㉕ 不履行当事者 債務不履行事由に該当した当事者をいう。
- ㉖ 解除当事者 不履行当事者の取引の相手方をいう。
- ㉗ 債務不履行時価 一方当事者が債務不履行事由に該当し個別契約を解除した場合における、解除した個別契約に係る証券（代用有価証券等を含み、以下、個別証券という）についての次の価額をいう。
 - (i) 解除当事者が不履行当事者から受け入れた個別証券の場合
 - イ. 解除当事者が、個別契約の解除時と債務不履行評価時の間に、不履行当事者から受け入れた個別証券と同種、同量の証券を売却した場合、正味の売却代金（売却に要したすべての合理的な費用、手数料等を控除後のもの）。
 - ロ. 当該売却が債務不履行評価時までに行われなかった場合、債務不履行評価時における当該個別証券の時価
 - (ii) 解除当事者が不履行当事者に引き渡した個別証券の場合
 - イ. 解除当事者が、個別契約の解除時と債務不履行評価時の間に、不履行当事者に引き渡した個別証券と同種、同量の証券を購入した場合、その購入代金（購入に要したすべての合理的な費用、手数料等を含む）
 - ロ. 当該購入が債務不履行評価時までに行われなかった場合、債務不履行評価時における当該個別証券の時価
 上記（i）（ii）のいずれの場合においても、その額は解除当事者により決定されるものとする。
- ㉘ 債務不履行評価時 個別証券について次の時点をいう。
 - (i) 債務不履行事由のうち第10条第1号乃至第6号については解除当事者が当該債務不履行事由の発生を認識した日から、第10条第7号乃至第13号については解除当事者が当該債務不履行事由の発生に基づき個別契約を解除した日から、それぞれ起算して6取引日目の当該個別証券の取引市場（解除当事者が決定する）の取引終了時とする。
 - (ii) (i)における解除当事者が債務不履行事由の発生を認識した日又は債務不履行事由の発生に基づき個別契約を解除した日が取

- 引日以外の日であった場合、(i)における起算日はその直後に到来する取引日とする。
- ②⑨ 取引日 個別証券が金融商品取引所で売買されている日をいう。
- ③⑩ 付属覚書 すべての個別取引に適用される条件として、両当事者が合意する事項を記載する書面をいう。

第2条（個別取引契約書等の作成）

- (1) 個別の株券等貸借取引を行うに際し個別契約により合意した事項を確認するため、甲及び乙は遅滞なく個別取引契約書を作成し、記名押印して交換するものとし、又は借入者は貸出者に対し借用証書を差し入れるものとする。
- (2) 本基本契約書、付属覚書及び個別取引契約書又は借用証書は一体となって当該個別取引に関する単一の契約を構成するものとする。本基本契約書と付属覚書との間に抵触する規定がある場合には付属覚書の規定が本基本契約書の規定に優先し、付属覚書と個別取引契約書又は借用証書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引契約書又は借用証書の規定が付属覚書の規定に優先するものとする。

第3条（株券等の貸出及び返還、貸借料の支払）

- (1) 貸出者は、対象銘柄について貸借数量の株券等を取引実行日に借入者に貸出するものとする。
- (2) 借入者は、前項により貸出された株券等と同種、同等、同量の株券等（以下、貸借対象株券等という）を取引決済日に貸出者に返還するものとする。
- (3) 借入者は、借入れた株券等について、個別契約に定める貸借料率等の条件及び付属覚書の定めにしたがい、貸借料を貸出者に対し支払うものとする。

第4条（株券等の引渡）

- (1) 本基本契約に基づく株券等の貸出及び返還は、証券保管振替機構による口座振替又はこれに必要な一切の書類の交付により行う。ただし、取引実行日又は取引決済日において確実に引渡請求権者への権利移転の効力が生じるに足る時間的余裕をもって行われることを要する。
- (2) 前項の方法を用いた場合において、当該株券等に関し権利移転の効力が発生しなかったときは、貸出又は返還が行われなかったものとする。
- (3) 貸出者が借入者に特定口座を開設している場合であって、貸出者が当該特定口座に保管の委託をしている株券等を貸出すときは、貸出者は、当該特定口座から社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む）に規定する振替口座簿に記載又は記録する方法により借入者の口座に株券等を振り替えるものとする。また、かかる場合であって、借入者が貸借対象株券等を貸出者に返還するときは、そのすべてについて借入者の口座からかかる振替口座簿に記載又は記録する方法により、貸出者の当該特定口座に振り替えるものとする。

第5条（担保金等の差入れ及び返還、金利の支払）

- (1) 借入者は、個別取引に関し担保を差入れる旨合意した場合は、取引実行日に個別契約に定める担保金を差入れるものとする。
- (2) 借入者は、貸出者が事前に同意する場合には、担保金及び第6条第1項に定める追加担保金の全部又は一部を、貸出者の定める基準により有価証券等（以下、代用有価証券等という）をもって代用することができる。

- (3) 前項により代用有価証券等を借入者が貸出者に差入れる場合には、借入者は、当該代用有価証券等上に貸出者が適当と認める担保権を設定するために必要な手続を当該担保差入期日までに行うものとする。ただし、別段の合意がある場合にはこの限りでない。
- (4) 貸出者は、各個別取引の取引決済日に当該個別取引に係る担保金及び代用有価証券等（以下、担保金等という）を返還するものとする。ただし、別段の合意がある場合にはこの限りでない。
- (5) 前項により返還される担保金等のうち代用有価証券等については、前項の規定にかかわらず、取引決済日以降速やかに代用有価証券等上に設定された担保権を解除して借入者に返還するものとする。
- (6) 貸出者は、受入れた担保金について、個別契約に定める担保金利率等の条件及び付属覚書の定めにしたがい、金利を借入者に対し支払うものとする。

第6条（不足担保金等の追加及び余剰担保金等の返還）

- (1) 各個別取引について担保金等を差入れた後、貸借対象株券等又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金及び代用有価証券等の代用価格の総額（以下、担保金額という）が下限許容担保金額を下回った場合には、借入者は、貸出者に対して、付属覚書の定めにしたがい、担保金額が基準担保金額を下回らないように追加担保金等を差入れるものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。
- (2) 各個別取引について担保金等を差入れた後、貸借対象株券等又は代用有価証券等の時価の変動により、当該個別取引に関する担保金額が上限許容担保金額を上回った場合には、貸出者は、借入者に対して、付属覚書の定めにしたがい、担保金額が基準担保金額を下回らない限度で余剰担保金等を返還するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第7条（配当金、収益分配金、分配金、株式又は投資口の分割及び新株予約権の処理）

- (1) 貸出者借入者間で事前に合意した場合、借入者が貸出者より借入れた株券等に付随する配当金相当額、収益分配金相当額、分配金相当額、株式又は投資口の分割により株式又は投資口を受ける権利及び新株予約権の権利の付与については、すべて貸出者に帰属するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。
- (2) 前項の規定に基づき貸出者に帰属すべきものとされる配当金、収益分配金又は分配金の支払いがあった場合は、借入者は直ちに、付属覚書の定めに従い、配当金相当額、収益分配金相当額又は分配金相当額を貸出者に支払うものとする。
- (3) 株式又は投資口の分割により株式又は投資口を受ける権利、及び新株予約権の付与が行われた場合等には、付属覚書の定めに従い処理するものとする。

第8条（貸借期間満了前の株券等の返還）

- (1) 個別契約に関し予め合意がある場合又は付属覚書で定めがある場合は、貸借期間中においても、貸出者は借入者に対して事前に通知を行うことにより、本基本契約に基づく貸付けに係る株券等の全部又は一部の返還を請求することができ、借入者は貸出者に対して事前に通知を行うことにより、本基本契約に基づく貸付けに係る株券等の全部又は一部を返還することができる。この場合、借入者は貸借対象株券等を返還し、貸出者は担保金等を返還するものとする。
- (2) 前項の場合における貸借料は、取引実行日から返還日の前日までの実日数について

支払われるものとする。

- (3) 第1項の場合における金利は、担保金等差入日から返還日の前日までの実日数について支払われるものとする。
- (4) 第1項の規定により、借入者は、貸出者から返還請求を受けた場合には、通知を受けた日から10営業日以内に返還しなければならない。ただし、両当事者の合意に基づき別に期間を定めたときは、この限りでない。
- (5) 第1項の規定により、借入者は貸出者に対して、2営業日前までに通知を行うことにより、株券等を返還することができる。

第9条（同時履行）

- (1) 各個別取引に係る株券等の貸出と担保金等の差入れ及び貸借対象株券等の返還と担保金等の返還は同時に行われるものとする。ただし、付属覚書に別段の定めがある場合はこの限りでない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一方当事者に債務不履行事由が既に発生し、又は発生すると信じるに足る相当の理由がある場合には、相手方は当該当事者に対する株券等の引渡若しくは返還又は担保金等の差入れ若しくは返還を拒むことができる。

第10条（債務不履行による解除）

一方の当事者が、次の第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合は（当然に）すべての個別契約は解除されるものとする。また、第7号から第13号までのいずれかに該当することとなった場合は、相手方の当事者は、当該当事者の所在地又は住所地宛に通知することにより、全部又は一部の個別契約を解除することができる。通知による解除は不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。

- ① 破産手続開始（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づくものを含む。会社更生手続及び民事再生手続について同じ。）、再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始又はこれらに準じる法的清算、再建手続の申立があったとき。
- ② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき。ただし、合併によるものを除く。
- ③ 本基本契約上相手方に対して有する金銭支払請求権又は株券等の引渡若しくは返還請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき。
- ④ 支払を停止したとき。
- ⑤ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき。
- ⑦ 本基本契約上相手方に対して負う株券等、金銭、代用有価証券等の引渡又は返還債務の一部でも履行を遅滞したとき（ただし、相手方の同意により履行期日を延期した場合には、この限りでない）。
- ⑧ 1,000万円以上の本基本契約以外に基づく債務に関し、期限の利益を喪失したとき。
- ⑨ 書面により、本基本契約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき。
- ⑩ 前各号のほか、本基本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し契約違反

があり、相手方からの通知後5営業日以内に治癒されないとき。

- ⑪ 借入者に関する保証人（本基本契約に基づく債務を保証するものに限る）が前各号のいずれかに該当するに至り、借入者が速やかにこれに代わる担保措置を講じなかったとき。
- ⑫ ⑥に掲げるもの以外の理由で一方当事者が所在不明となったとき、若しくは精神障害等を原因として個別契約に係る権利行使又は義務の履行につき十分な自己判断ができないと相手方が判断したとき（当該一方当事者が個人の場合に限る。）。
- ⑬ 貸借期間中において、一方当事者が死亡したとき（当該一方当事者が個人の場合に限る。）。

第11条（解除による清算）

- (1) 前条により個別契約が解除された場合には、解除された個別契約のすべてについて次の第1号の金額と第2号の金額を差引計算し、前者が後者を上回る場合には、不履行当事者は直ちにその差額を解除当事者に支払うものとし、前者が後者を下回る場合には、解除当事者が不履行当事者に対し直ちにその差額を支払うものとする。かかる場合、両当事者は、解除されたすべての個別契約に関して、本条に定める義務を除く一切の義務から免れるものとする。なお、代用有価証券等を担保に取引している場合において、当事者間で別段の合意がある場合はこの限りでない。
 - ① 当該不履行当事者を借入者とする解除されたすべての個別契約に係る貸借対象株券等の債務不履行時価並びに第8条に準じて計算される貸借料及びこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を貸出者とする解除されたすべての個別契約に係る担保金等（代用有価証券等を担保としている場合は、その債務不履行時価）並びに第8条に準じて計算される金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額。
 - ② 当該不履行当事者を貸出者とする解除されたすべての個別契約に係る貸借対象株券等の債務不履行時価並びに第8条に準じて計算される貸借料及びこれらに係る遅延損害金の合計額に、当該不履行当事者を借入者とする解除されたすべての個別契約に係る担保金等（代用有価証券等を担保としている場合は、その債務不履行時価）並びに第8条に準じて計算される金利及びこれらに係る遅延損害金を加えた金額。
- (2) 前項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、解除されたすべての個別契約について生じた損害を賠償するものとする。

第12条（遅延損害金）

- (1) 本基本契約に基づいて一方当事者が相手方に支払うべき金銭又は引渡すべき株券等、代用有価証券等の支払又は引渡が、本基本契約に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日から支払又は引渡に至るまでの間、①金銭の場合は当該金額、②株券等の場合は当該取引の取引実行日若しくは当該取引の取引決済日における時価又は引渡日若しくは返還日における時価のいずれか高い価格、また、③代用有価証券等の場合は当該代用有価証券等の時価額に、それぞれ年利率14%（1年を365日として日割り計算）の割合による遅延損害金を加算した金額を支払うものとする。
- (2) 貸借対象株券等又は代用有価証券等の引渡又は返還債務不履行時において、返還又は引渡を受けるべき相手方は一方当事者に事前に通知した上で、返還又は引渡を受けべき株券等と同一の銘柄、数量の株券等を他より入手することができる。この場合、

一方当事者は、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額を、相手方に対して支払うものとする。これにより、株券等又は代用有価証券等の引渡又は返還債務は消滅する。

- (3) 貸借対象株券等又は代用有価証券等の引渡又は返還債務が当該日において履行されず、かつ相手方が貸借対象株券等又は代用有価証券等と同一の銘柄、数量の株券等を他より入手することが不能又は著しく困難である場合、相手方は当該株券等の返還若しくは引渡期日又は賠償金請求日の時価のうちいずれか高いものにより入手した場合に通常要する購入代金その他一切の金額の賠償を一方当事者に請求することができる。この場合、一方当事者が当該金額を相手方に対して支払うことにより、株券等又は代用有価証券等の引渡又は返還債務は消滅する。
- (4) 前2項における第1項の遅延損害金の計算期間は、当該引渡又は返還債務が消滅した日までとする。
- (5) 前各項の規定は、貸借対象株券等又は代用有価証券等の発行会社が単元株制度を採用している場合に、単元未満株の返還を行う場合に準用する。

第13条（差引計算）

- (1) 解除当事者は、第11条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と不履行当事者に対する金銭支払債権又は債務とをその期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる。
- (2) 前項の相殺を行う場合には、解除当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。
- (3) 前2項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。
- (4) 解除当事者は、第11条に基づき不履行当事者に対して金銭支払請求権を取得した場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他有価証券を処分することができる。かかる場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらずかかる債権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとする。

第14条（オープンエンド取引）

両当事者が個別契約においてオープンエンド取引を行うことに合意した場合には、借入者又は貸出者は、当該取引の開始後、付属覚書に定める方式で相手方に通知することにより取引決済日を指定できるものとし、両当事者は付属覚書の定めにしたがい、貸借料及び金利を支払うものとする。

第15条（外国通貨による支払等）

本基本契約に基づく貸借料及び担保金等の外国通貨による授受の方法、換算並びに外国為替先物予約の取扱いについては、別途定めるところによる。

第16条（権利の譲渡、質入れの禁止）

本基本契約に基づく一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入れすることができないものとする。

第 17 条（費用負担）

貸出者の借入者に対する権利の行使若しくは保全又は担保の徴求若しくは処分に要した費用及び借入者がその権利保全のため貸出者に協力を依頼した場合に要した費用は、借入者の負担とする。

第 18 条（守秘義務）

各当事者は、本基本契約に基づき他の当事者から開示された情報については守秘義務を負い、開示当事者の事前の同意を得ない限り、これを第三者（株券等貸借取引を業務として行う関連会社の役員及び従業員を除く）に開示しない。ただし、当該情報が公知の場合、法令若しくは規則に基づき開示する場合、監督官庁その他政府機関、金融商品取引所、日本証券業協会若しくは一般社団法人資産運用業協会の要求に対し開示する場合、又は弁護士、税理士、公認会計士に開示する場合を除く。

第 19 条（通 知）

本基本契約に基づくすべての通知は、書面又はファクシミリにより、相手方に届け出た通知先に宛て送付された場合には、有効になされたものとみなし、書留郵便によって送付された通知は、受領の際になされたものとみなす。

第 20 条（通知事項の変更）

- (1) 甲及び乙は、通知事項につき変更が生じた場合には、直ちに書面により相手方に通知するものとする。
- (2) 前項の通知を怠った場合、相手方からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第 21 条（印紙税等の負担）

- (1) 本基本契約についての印紙税等は甲及び乙が平分して負担し、甲乙各々の側に生じた費用については甲乙それぞれ負担する。
- (2) 個々の株券等の貸出につき生じる印紙税等及び費用については、借入者がこれを負担する。

第 22 条（契約期間）

- (1) 本基本契約の有効期間は契約締結の日より 1 年間とする。ただし、契約期間満了の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれかからも書面による別段の意思表示がないときは更に 1 か年延長するものとし、以後も同様とする。
- (2) 甲及び乙は、相手方に対して 1 か月以上前に書面による通知を行うことにより、本基本契約を終了することができる。ただし、当該通知がなされたときに本基本契約に基づき存在するすべての消費貸借取引については、本基本契約に基づく履行を確保する義務を負うものとする。

第 23 条（報告及び調査）

一方当事者は、その財産、経営及び業況について相手方から書面により正当な理由を付して請求があったときは、客観的に必要な限度で報告し、また調査に必要な便益を提供するものとする。

第 24 条（合意管轄）

甲及び乙は、本基本契約から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（準拠法）

本基本契約の準拠法は日本法とする。

第 26 条（協 議）

本基本契約に定めのない事項は、証券取引に関する法令、金融商品取引所、日本証券業協会及び一般社団法人資産運用業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度甲乙協議のうえ決定する。

以上の条項を証するため、本基本契約書2通を作成し、甲乙各々が記名押印し交換するものとする。

年 月 日

甲 所在地又は住所

名称又は氏名
(法人の場合代表者氏名)



乙 野村證券株式会社



【社用欄】 印鑑届



印鑑照合日

印鑑照合

